

富山市集団回収活動業者報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市集団回収活動報償金交付要綱第2条第4項に規定する実施団体（以下「実施団体」という。）が行う同要綱第2条第3項に規定する「集団回収活動」（以下「集団回収活動」という。）において、資源物の回収を行う業者（市内に事務所又は事業所を有する者に限る。以下「業者」という。）の富山市集団回収活動業者名簿（以下「業者名簿」という。）への登録及び業者への報償金（以下「業者報償金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(名簿登録)

第2条 業者は、年度ごとに、市長に富山市集団回収活動業者名簿登録申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 営業概要（様式第2号）（法人登記簿の写しでも可）
- (2) 集団回収活動業者登録基準確認書（様式第3号）
- (3) 納税証明書（市税について未納がないことを証明するもの）
- (4) その他適宜必要と認められる書類

2 市長は、前項の登録申請書が提出された場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、業者名簿に登録するものとする。

3 業者名簿に登録された業者は、登録事項に変更が生じたとき、又は集団回収活動に伴う資源物の回収を行えなくなったときは、速やかに富山市集団回収活動業者変更・廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、社会的に著しく信用を失墜する行為があったとき、その他特に必要があると認めるときは、業者の登録を取り消すことができる。

(資源物の回収等)

第3条 業者は、資源物を無償で回収するものとする。ただし、富山市集団回収活動報償金交付要綱第4条に規定する資源物回収についてはこの限りではない。

2 業者は、資源物を回収したとき、富山市集団回収活動報償金交付要綱第7条第2項に規定する富山市集団回収取引伝票を、実施団体に提出しなければならない。

3 業者は、資源物を回収したとき、資源物を計量した際の計量伝票など、計量を証明する書類を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(業者報償金の交付対象)

第4条 業者報償金の交付対象者は業者名簿に登録された業者とし、対象となる資源物及び交付額は別表のとおりとする。

(業者報償金の申請)

第5条 報償金の交付を受けようとする業者は、富山市集団回収活動業者報償金交付申請書(様式第5号)に、同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

(業者報償金の交付)

第6条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、業者報償金を交付するものとする。

(業者報償金の返還)

第7条 市長は、業者報償金の交付を受けた業者が偽りその他不正を行った場合には、交付した業者報償金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第8条 市長は、業者に対し、業者報償金の交付に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、業者報償金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、名称を「富山市資源集団回収及び紙類地区回収業者報償金交付要綱」から「富山市集団回収活動業者報償金交付要綱」に改め、平成27年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、この改正前の要綱で定めた様式を使用しても差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月11日から施行する。
- 2 施行日より前に業者名簿に登録された業者が実施する集団回収活動については、令和7年3月31日までは従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象となる資源物	金額（1キログラムにつき）
布類(衣類のみ)	15.0円
紙類	3円（富山市集団回収活動報償金交付要綱第3条第1項に規定する紙類地区回収において回収された紙類に限る。） 古紙市況価格の変動を目安とした報償金については別に定める基準による。

- 1 業者報償金の交付額は、対象となる資源物の回収量に金額を乗じたものとする。なお、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 布類(衣類のみ)については、市が別に指定する施設へ搬入するものを対象とする。
- 3 紙類とは、富山市集団回収活動報償金交付要綱第2条第2項に規定する新聞、雑誌(雑紙)、段ボールをいう。

様式第1号（第2条関係）

年度富山市集団回収活動業者名簿登録申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所
業 者 名
電 話 番 号
代表者の職名及び氏名

集団回収活動の業者として登録いたしたく、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第2条第1項の規定により申請します。

事務担当者			
従業員数			
取扱品目	・新聞 ・雑誌（雑紙） ・段ボール ・牛乳パック ・布類(衣類のみ) ・スチール缶 ・アルミ缶		
紙類地区回収への対応	可 能 ・ 不 可 能		
所有車両		最大積載量	
	パッカー車	2,000kg ～2,500kg	台
		2,501kg ～3,500kg	台
		3,501kg ～	台
	平ボディ車	～2,000kg	台
		2,001kg ～5,000kg	台
		5,001kg ～10,000kg	台
		10,001kg ～	台
	ダンプ	～2,000kg	台
		2,001kg ～5,000kg	台
		5,001kg ～10,000kg	台
		10,001kg ～	台
	その他回収に使用する車両		

※ 紙類地区回収の取扱品目は、新聞、雑誌（雑紙）、段ボールの3品目全て

営 業 概 要

	住 所 (事業所所在地)	
	氏 名 (法人名)	
	代表者名	
	電 話	
	F A X	
事 業 概 要	設立年月日	
	事業種目 (古紙回収業等)	

集団回収活動業者登録基準確認書

- (1) 富山市内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 実施団体が回収した資源物を引き取り、確実に再資源化することができる施設へ搬入すること。
- (3) 集団回収活動に係る事務を遅滞なく行うことができること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 紙類地区回収にかかる資源物の引取りについて実施団体等との金品の授受は行わないこと。
- (6) その他、登録にあたり不適當な事由がないこと。

資源物の搬入予定先

品 目	搬 入 先 （ 所 在 地 ）	

※ 搬入先が指定されているものを除く

年 月 日

上記の登録基準を確認し、「富山市集団回収活動業者報償金交付要綱」、「富山市集団回収活動報償金交付要綱」を遵守し、適正に履行します。

また、上記の登録基準に違反した場合は、登録の取り消しを了承します。

住所（所在地）

氏名（法人名）

代 表 者 名

様式第4号（第2条関係）

年度富山市集団回収活動業者変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所
業 者 名
電 話 番 号
代表者の職名及び氏名

富山市集団回収活動業者名簿登録事項について、（変更・廃止）しましたので、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第2条第3項の規定により届出書を提出します。

	新	旧
変更した事項の内容		
廃止又は変更の年月日	年 月 日	
廃止又は変更の理由		

様式第5号（第5条関係）

富山市集団回収活動業者報償金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所
業 者 名
電 話 番 号
代表者の職名及び氏名

年 月から 年 月までの集団回収活動の実施により、次のとおり回収しましたので、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

申請額 _____ 円

資源物名	価格（円/kg）	回収量（kg）	報償金（円）
合 計			

添付書類

- ・富山市集団回収取引伝票総括表（様式第6号）
- ・計量伝票など計量を証明する書類

